

(仮称) 飛鳥川防災ステーションの一部における目的外利用事業者募集

公募型プロポーザル実施要項

この要領は、(仮称) 飛鳥川防災ステーションの一部における目的外利用事業者募集（以下「本件募集」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続及びその他必要な事項を定めるものとする。

1. 本件募集の趣旨

本件募集は、令和7年度に公共施設の再編に伴い、用途廃止となった旧やすらぎ体育館について、災害時必要な備蓄品の収容を行う(仮称) 飛鳥川防災ステーション（以下「本件施設」）としての活用する予定としているが、現時点では備蓄品収容部については全床面積の3分の1程度となる見込みである。このことから残スペースの有効活用として、目的外利用により民間事業者に利用していただき、地域の活性化や安全性向上に繋げることを目的とした募集である。

2. 本件募集の概要

- (1) 事業名 (仮称) 飛鳥川防災ステーションの一部における目的外利用事業者募集
(2) 募集内容 所在地：奈良県磯城郡田原本町大字金剛寺58番地の2
使用範囲：本件施設の備蓄品収容部を除く部分
(別に定める仕様書のとおり)
(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(4) 契約上限額 なし
年間想定使用料1,320,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額（税率10%）を含む。)
光熱水費については、借主負担とする。
(5) 保証金 月額使用料の6カ月分
(6) 業務概要 仕様書参照

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている
者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手續
開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下
「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事
業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうち
に暴力団員のあるものをいう。）でないこと。
(4) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難される
べき関係を有していないこと。
(5) 国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特
別所得税、消費税及び地方消費税）、主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税（介護保険料
及び後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。）を滞納していないこと。

- (6) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成25年8月田原本町告示第43号）
第3条第1項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第4条第1項に該当する者でないこと。

※失格等

申請書の提出から契約までの間に申請資格の全部又は一部を欠くこととなった場合は、当該申請者を失格とし、候補者及び次点者としての資格を取り消す場合がある。

また、故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき、審査の公平性を害する行為があったときその他候補者及び次点者として不適格と認められるときも同様とする。

4. 日程

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおり。

参加申込の受付開始	令和8年1月8日（木）
現地見学会参加申込の受付（希望者のみ）	令和8年1月8日（木）～1月16日（金）
現地見学会（希望者のみ）	令和8年1月21日（水）
質疑の受付	令和8年1月21日（水）～1月28日（水）
質疑の回答（ホームページにて）	令和8年2月2日（月）（予定）
参加申込の受付締切	令和8年2月18日（水）午後5時まで
第1次審査（書類審査）（4者以上の申込があった場合）	令和8年2月中旬（予定）
第1次審査結果通知	令和8年2月中旬（予定）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年2月下旬（予定）
第2次審査結果通知	令和8年2月下旬（予定）
協定書締結	令和8年3月上旬（予定）

なお、第1次審査を行わない場合は、以降の日程を繰り上げる場合がある。

5. 参加申込の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

（1）提出期間

令和8年1月8日（木）から令和8年2月18日（水）午後5時まで
ただし、土日祝日を除く。

（2）提出時間

午前9時から午後5時まで

（3）受付場所

田原本町役場 産業建設部 まちづくり建設課

（4）提出方法

持参、郵便又は信書便による。（郵便又は信書便については、期限内必着）

（5）提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 法人等の概要概要（様式第2号）
- ③ 登記事項証明書（履歴事項証明書）
発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- ④ 直近1年間の財務状況がわかる書類（貸借対照表及び損益計算書等）

- ⑤ 国税についての納税証明書（国税：様式その3の3）
発行日から3ヶ月以内のものに限る。
 - ⑥ 主たる事務所の所在地の市区町村税についての滞納がない旨の証明書
発行日から3ヶ月以内のものに限る。
 - ⑦ 提案書提出書（様式第6号）
 - ⑧ 提案書表紙（様式第7号）
 - ⑨ 一般事項等に関する提案（様式第8号、9号、10号）
企画提案書のページ数は、提案書表紙を含めて20ページ以内とし、両面印刷の場合は10枚までとする。
 - ア 企画提案書は、説明を要せずとも理解できる内容・表現で作成（イメージ図や写真添付可能）し、各ページにページ番号を記入すること。
 - イ 仕様書に掲げる内容を盛り込んだ企画提案書を作成すること。
- (6) 提出部数
正本1部、副本1部及びデータ
副本及びデータについては、全ての書類において参加事業者を特定できる情報（会社名、代表者氏名、住所等）を削除又は黒塗りをして提出すること。また、副本については、町において複写する場合があるため、製本しないこと。
なお、提出書類については、正本には全て原本を添付するものとし、副本にはその写しの添付で可とする。

6. 現地見学会（希望者のみ）

申請を予定している法人等を対象として、現地見学会を次のとおり開催します。

なお、現地見学会への参加は必須ではありません。

- (1) 申込書受付期間
令和8年1月8日（木）から令和8年1月16日（金）午後5時まで（必着）
ただし、田原本町役場の開庁日の午前8時30分から午後5時までに限る。
- (2) 申込方法
現地見学会への参加を希望する法人等は、現地見学会参加申込書（様式第11号）を電子メールで「14. 問い合わせ先」に記載する担当宛に提出してください。また、メール送信後、電話で受信確認をしてください。
- (3) 開催日時
令和8年1月21日（水）
開始時刻については参加申込書受付後に個別にお知らせします。
- (4) その他
参加人数は、1法人等につき2人以内とします。

7. 質疑の受付及び回答

本件募集に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書を提出すること。ただし、質疑の回数は、1参加者につき1回までとする。

- (1) 受付期間
令和8年1月21日（水）から令和8年1月28日（水）午後3時まで
- (2) 提出方法
「14. 問い合わせ先」に記載する担当宛に電子メールにて質疑書（様式第4号）を提出し、質疑書の提出後、必ず電話にて着信確認を行うこと。（土日祝を除く午前8時30分から午後5時までの間）
なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外による質疑は受け付けない。
- (3) 回答方法

質疑があった場合は、令和8年2月2日（月）までに町ホームページにて回答する。

(4) その他

意見の表明と解されるもの、質疑内容が不明瞭なもの等については回答しません。また、受付期間に遅れたものは回答しません。

8. 企画提案内容

仕様書を踏まえ、次の内容について提案すること。

(1) 一般事項に関する提案

本件募集での事業実施方針、人員配置、維持管理方針及び災害発生時の対応等について提案すること。

(2) 自主提案事業に関する提案

地域貢献及び賑わいの創出に関する自主提案事業を提案すること。

(3) 使用料に関する提案

本件募集実施に伴い、町にとって有益となるような使用料を提案すること。

9. 選定方法

(1) 候補者及び次点者の選定

候補者及び次点者の選定は、第1次審査及び第2次審査により行うものとし、選定に係る審査は、（仮称）飛鳥川防災ステーションの一部における目的外利用事業者募集公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

① 第1次審査（書類審査）

審査委員会が、下記（4）に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点（50点満点）の合計が高い順3者を第2次審査の対象者として選定する。ただし、参加申込書を提出した者が3者以下の場合は、第1次審査を省略することがある。

② 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

審査委員会は、下記（4）に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、候補者1者及び次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者以下の場合は、候補者1者のみを選定する。

候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点（100点満点）を最も多く得た者を候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

(3) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。

また、候補者については、選定後に町ホームページにおいて公表する。

なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、次のとおりとする。なお、第1次審査の評価点は、第2次審査には引き継がれない。

第1次審査ならびに、第2次審査における各審査委員の評価点の平均点が最低基準点（第1次審査30点、第2次審査60点）に満たない場合は、候補者及び次点者を選定しない。

(5) 社会的な価値の勘案

別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」に規定した項目のいずれかに該当する場合、第1次審査、第2次審査ごとに、総評価点の2%を加点する（第1次審査の

場合 1 点を加算し 5 1 点満点とし、第 2 次審査の場合 2 点を加算し 1 0 2 点満点とする。)。また、複数の評価項目に該当する場合でも、加点の上限は第 1 次審査で 1 点、第 2 次審査で 2 点とする。

第 1 次審査（50 点満点）

評価項目	評価事項	評価点
一般事項に関する提案	本件募集での目的、条件、内容を理解し事業実施方針、人員配置、維持管理方針について適切に提案されているか。	5
	災害発生時の対応等について適切に提案されているか。	5
	(仮称)ともば！たわらもとに隣接する立地特性を踏まえ、事業内容や外観、動線、安全対策等が周辺環境と調和するよう配慮した提案がなされ、公園利用者に不安や不快感を与えない運営計画とし、騒音・臭気・交通量の増加などの影響を最小限とする方策が明示されているか。	10
自主提案事業に関する提案	本件施設の利用にあたっては、地域社会への貢献を重視するものとし、地域行事への協力、防災啓発活動の実施、公園利用者を対象とした体験イベントの開催、子どもや高齢者を対象とした見守り的取組など、地域の活性化や安全性向上に寄与する内容を具体的に提案がされているか。	20
使用料に関する提案	町にとって有益となるような使用料の提案がされているか。	10

第 2 次審査（100 点満点）

評価項目	評価事項	評価点
一般事項に関する提案	本件募集での目的、条件、内容を理解し事業実施方針、人員配置、維持管理方針について適切に提案されているか。	5
	本件施設は指定避難所となっており、防災倉庫として災害時に物資保管や応急対応に使用する目的を有することから、平常時の利用においても、災害発生時には速やかに原状回復し本来用途で使用できるよう配慮した提案がされているか。	10
	(仮称)ともば！たわらもとに隣接する立地特性を踏まえ、事業内容や外観、動線、安全対策等が周辺環境と調和するよう配慮した提案がなされ、公園利用者に不安や不快感を与えない運営計画とし、騒音・臭気・交通量の増加などの影響を最小限とする方策が明示されているか。	15
自主提案事業に関する提案	本件施設の利用にあたっては、地域社会への貢献を重視するものとし、地域行事への協力、防災啓発活動の実施、公園利用者を対象とした体験イベントの開催、子どもや高齢者を対象とした見守り的取組など、地域の活性化や安全性向上に寄与する内容を具体的に提案がされているか。	50
使用料に関する提案	町にとって有益となるような使用料の提案がされているか。	20

10. 第 2 次審査（プレゼンテーション）

第 2 次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

- (1) 日時
令和8年2月下旬（予定）
詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。
なお、遅刻又は欠席した場合は、参加申込みを辞退したものとみなす。
- (2) 場所
田原本町役場
- (3) プレゼンテーション実施者
第2次審査対象者1者につき3名以内とする。なお、プレゼンテーションは、本件募集に直接携わる者が実施すること。
- (4) 実施時間
プレゼンテーション 20分
質疑応答 10分程度
ただし、準備等にかかる時間は含まない。
- (5) その他
① プレゼンテーションの内容は、あらかじめ提出した企画提案書の記載内容と同一とし、追加資料等の使用は不可とする。
※企画提案書内に記載されていない新しい提案を行わないこと。
② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。
③ プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材を使用したプレゼンテーションも可とするが、必要機材については、あらかじめ連絡の上、第2次審査対象者において用意すること。
④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

1 1. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 前記3の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 審査の公平性を害する行為があったときその他候補者として不適格と認められるとき。

1 2. 協定書の締結に関する事項

- (1) 協定書の締結
候補者と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本件募集に係る仕様を確定させた上で、改めて見積書の提出を求め、協定書を締結する。
候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議するものとする。
- (2) 仕様書の内容は、企画提案書による提案内容を基本とし、候補者と町との協議により最終的に決定する。
- (3) 候補者が協定書に記載した内容を履行できない場合には、町に対し、違約金を支払わなければならない。また、候補者が本件募集の履行に関して、町に損害を与えたときは、町に対し、その損害を賠償しなければならない。

1 3. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。

- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第5号）を提出すること。

14. 問い合わせ先

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1
田原本町 産業建設部 まちづくり建設課 担当：生嶋
Tel : (0744) 34-2077
Fax : (0744) 32-2977
E-Mail : kensetsu@town.tawaramoto.nara.jp